

宅地開発等に関する指導要綱について

提出書類

1. 事業計画協議書（様式第1）
2. 事前協議経過報告書（任意様式）
 - ・ 地元区長との協議（地元説明会等）

区 区長

（住所）半田市

TEL (0569)

-

- ・ 維持管理課（道路・水路等）
 - ・ 都市計画課（景観・都市計画施設等）
 - ・ 農政課（農地転用等）
 - ・ 防災安全課（安全施設等）
 - ・ 市街地整備課（区画整理事業区域内）
 - ・ 環境課（特定建設作業、清掃施設等）
 - ・ 教育委員会学校教育課（通学路等）
 - ・ 上下水道経営課（上下水道施設等）
 - ・ 消防本部予防課（消防水利・消防活動空地等）
 - ・ 市民協働課（自治区等）
 - ・ その他関係各課
3. 第3条第2項に掲げるもの

その他注意事項

- ・ 標識の設置（第6条）（中高層建築物）
（事業計画協議書の提出10日前までに掲示）
- ・ 管理者の表示板（第7条第6項）（20戸以上の集合住宅）
- ・ ゴミ集積場の設置場所の配慮
- ・ 交差点5メートル以内での駐車場乗り入れを控えること
（駐車場出入口は極力1箇所とすること）
- ・ 地階を除く階数が4以上の建築物を計画する場合には、消防活動空地について、消防長と協議すること

以上の事項に留意して3部作成のうえ、申請してください。